

# いたばし No1.実現プラン 2025

## 重点戦略 I SDGs 戦略



# 24 時間 365 日子どもの未来を守る相談体制を確立！

## 事業概要

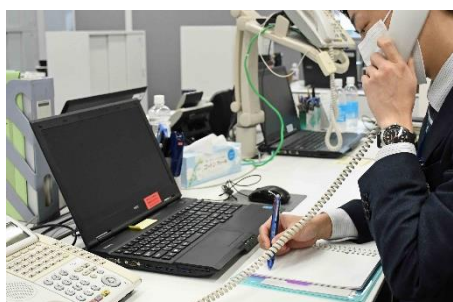


(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの模型

### 先行実施で子どもと家庭の未来を守る

(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの令和4年度開設に先行し、子ども家庭支援センターの「子どもなんでも相談」「児童虐待相談」を24時間365日受け付ける体制に整備し、子育てや児童虐待に関する相談の増加に対応します。より多くの相談を受けることで、子どもたちやご家庭の課題解決を支援し、児童虐待の未然防止、早期発見、重篤化の防止につなげていきます。

## 事業の内容



### 一部委託化で24時間365日の相談体制を実現

区では、0歳から18歳未満の子どもについては、本人や保護者からの相談を受ける「子どもなんでも相談」、児童虐待に関する相談や通告を受ける「児童虐待相談」の受付を月曜日から土曜日の午前9時から午後5時の時間帯で行って来ました。現在、子育てや児童虐待に関する相談件数が増加傾向にあり、共働き家庭の増加や就労時間の多様化に対応し、より多くの区民の相談を受けられるよう、一部業務委託による、24時間365日相談を受け付ける体制を構築します。

#### 【子どもなんでも相談】

委託事業者により24時間365日相談を受付。継続的な相談は区に引継ぐ。

#### 【児童虐待相談受付】

区で、月曜日～金曜日の9時から17時の間、相談を受付。上記時間外は委託事業者が受け付け、必要に応じて区や警察と連携し対応を行う。

## 予算

36,200 千円

## 主管課・問い合わせ先

子ども家庭部 子ども家庭支援センター

所 長 丸山 博史 Tel.3579-2648

児童相談所開設準備課

課 長 太田 弘晃 Tel.3579-2646

## 実施の背景・目的

### (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの開設

平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。

区では「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画」にもとづき、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターを令和 4 年度に開設する予定です。

すべての子どもが健やかに成長できるよう、児童虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させ、関連機関と連携した、切れ目のない一貫した支援を行います。同センターの開設により、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、子どもたちが健全に暮らせる社会の実現をめざしていきます。

なお、「いたばしNo.1実現プラン2025」においても、SDGsの推進は重点戦略の柱としており、さらにその歩みを推進します。



## 今後のスケジュール

- 令和 3 年 4 月 24 時間 365 日体制での相談受付開始
- 12 月 (仮称)子ども家庭総合支援センター竣工
- 令和 4 年 4 月 (仮称)子ども家庭総合支援センター開設  
子ども家庭支援センター機能 業務開始
- 7 月 児童相談所業務の開始(児童相談所設置市へ移行)

### 【(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターイメージパース】



# 区立保育園で医療的ケア児の健やかな成長を促進

## 事業概要



### 医療的ケア児

NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと

### 医療的ケア児の保育ニーズの高まり

近年の新生児医療技術の進歩により、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。しかし、現在の区立保育園では、体制や保育環境などが異なることもあり、全ての保育園で医療的ケア児を受入れるのは難しい状況となっています。そこで、保育における医療的ケア児の受入体制構築のための足掛かりとして、区立保育園2園（高島平あやめ・上板橋保育園）を選定し、医療的ケア児の保育を実施します。今後、受入拡大を図るためのモデル園としての役割も果たしていきます。

## 事業の内容



### 別枠設定で医療的ケア児を受け入れ

区立保育園では、要支援児の受け入れ枠とは別に、医療的ケア児の受入枠を設定し、1施設あたり若干名受け入れます。

#### 【対象】

園児の安全を確保するため一定の条件が必要です。

- ・集団保育が可能であること
- ・体調の安定性や医師の許可があること
- ・要支援児保育判定審査会で入所許可を得ていること
- ・3歳以上で、ある程度身動きが取れ、意思表示ができること

#### 【受入時間】

午前9時から午後5時まで

#### 【医療的ケアの内容】

喀痰吸引・経管栄養・導尿及びその他の可能な処置

## 予算

15,699 千円

(内訳) 医療的ケア看護師配置等 15,589 千円  
医療的ケア児保育用消耗品 110 千円

## 主管課・問い合わせ先

子ども家庭部 保育サービス課

課長 佐藤 隆行 Tel.3579-2480

担当者 町屋 聖 Tel.3579-2483

## 実施の背景・目的

### 医療的ケア児とその家族の地域生活を支援

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが保育を受けられ、保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、行政・医療・福祉・地域などの関係機関が連携し、一人ひとりの多様なニーズや状況に合わせた支援体制の充実に図っていくことが求められます。区立保育園における医療的ケア児の受入体制の構築は、医療的ケア児の地域生活支援の向上や本人の健やかな成長と発達促進、また、他の園児においても子ども同士の交流を通じて多様性を受け入れる一つの契機となります。

本事業を通じて、SDGsの目標である健康で暮らしやすい福祉の充実や住み続けられるまちづくりの実現に向け、取組を進めていきます。



## 今後のスケジュール

4月 医療的ケア児の受け入れ



# 「いたばし環境アクションポイント」でCO<sub>2</sub>を削減

## 事業概要



地球温暖化対策：緑のカーテン

### ゼロカーボンシティの実現をめざして

温室効果ガス排出量の削減を目的に、電気・ガスのエネルギー使用量の削減割合に応じて、ポイントを付与する事業を実施します。

区民・事業者・区のそれぞれが、地球温暖化防止に配慮した取組を実践・継続していくことで、二酸化炭素の排出量と吸収量のバランスをとり、排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」(脱炭素社会)の実現をめざします。

## 事業の内容

参加登録申請受付  
(6月上旬～10月末)



### 省エネ取組期間

- 夏期 (8月または9月)
- 中間期 (10月)
- 冬期 (12月)



実績報告・ポイント付与  
(1月上旬～2月末)

### 省エネでお買い物にGO!!

区内在住者及び区内に事業所を持つ事業者を対象に、省エネ機器の導入や省エネ行動により、前年と比較して電気・ガスのエネルギー使用量の削減を達成した際に、削減率に応じたポイントを付与します。獲得したポイントは1ポイント1円相当の区内共通商品券と交換が可能です。

#### 【対象期間】

8月または9月、10月、12月の3か月間の削減量

#### 【ポイント】※500ポイント単位で交換が可能

前年の使用量に対する削減率に応じてポイントを付与する。最大5,000Pまで。(板橋エコアクション等取組事業者は+1,000P)

- 電気
  - 2%以上 4%未満・・・1,000P
  - 4%以上 6%未満・・・1,500P
  - 6%以上 10%未満・・・2,000P
  - 10%以上・・・2,500P
- ガス
  - 1%以上 3%未満・・・1,000P
  - 3%以上 6%未満・・・1,500P
  - 6%以上 10%未満・・・2,000P
  - 10%以上・・・2,500P

予算  
3,240 千円

主管課・問い合わせ先  
資源環境部 環境政策課

課長 田島 健 Tel.3579-2590  
担当者 高澤 淳一 Tel.3579-2622

## 実施の背景・目的

### SDGs をオール板橋で強力に推進

近年、世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。板橋区内の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素が90%以上を占めており、そのうち家庭と事業所からの排出量が約80%を占めていることから、その削減に向け「板橋区地球暖化対策実行計画」を定め、取組を進めています。本事業は、区内温室効果ガス及び二酸化炭素の排出量の削減を行い、SDGs の目標の一つである気候変動対策に取り組んでいきます。また、省エネという「環境」の取組に対し区内共通商品券と交換できるポイント還元を行うことにより、「地域経済」の活性化にも寄与します。

さらに、今後は、環境教育の一環として区立学校を通しての啓発やエコポリス板橋地区環境行動委員会と連携を図り、省エネの取組を各地域に広げ、板橋区全体への普及啓発・広域化を図っていきます。



## 今後のスケジュール

令和3年 4月	事業周知
6月	参加者・参加事業者募集開始
令和4年 1月以降	削減実績報告書の受付 ポイント付与 区内共通商品券の送付

### 【SDGs の理念のもと「環境」、「経済」、「社会」の好循環を実現】

